

## 小松市人事行政の運営等の状況について

### 1 総括

#### (1) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり の給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
5年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
	624	2,341,434	416,528	945,063	3,703,025	5,934

- (注) 1 職員手当は、退職手当を含まない額です。  
2 職員数は令和5年4月1日現在の人数である。

### 2 職員の平均給与月額等の状況

#### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日)

##### ① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
小松市	43.5	330,883	395,481

(注)「平均給料月額」は給料月額の平均であり、「平均給与月額」は、給料月額と手当を合計した平均額です。

##### ② 技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
小松市	58.0	295,347	318,838

### 3 一般行政職等の級別職員数の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数の状況(令和6年4月1日)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	事務員・技術員	22人	6.1%
2級	事務員・技術員	46人	12.7%
3級	主査	71人	19.7%
4級	主幹	111人	30.7%
5級	参事	47人	13.0%
6級	課長	46人	12.7%
7級	次長	4人	1.1%
8級	部長	14人	3.9%
	計	361人	100%

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

小松市				国			
(5年度支給割合)				(5年度支給割合)			
	期末手当	勤勉手当			期末手当	勤勉手当	
一般職員	2.45 月分	2.05 月分		一般職員	2.45 月分	2.05 月分	
特定管理職	2.05 月分	2.45 月分		特定管理職	2.05 月分	2.45 月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職務上の段階、職務の級等による加算措置 有				職務上の段階、職務の級等による加算措置 有			
	・役職加算	5~20%			・役職加算	5~20%	
	・管理職加算	なし			・管理職加算	10~25%	

##### 期末手当

区 分	支 給 実 績
支給実績(5年度)	903,530 千円
支給職員1人当たり平均支給額(5年度)	852,387 円

##### 勤勉手当

区 分	支 給 実 績
支給実績(5年度)	756,433 千円
支給職員1人当たり平均支給額(5年度)	716,998 円

##### (2) 寒冷地手当

区 分	支 給 実 績
支給実績(5年度)	0 千円
支給職員1人当たり平均支給額(5年度)	0 円

##### (3) 義務教育等教員特別手当

区 分	支 給 実 績
支給実績(5年度)	2,505 千円
支給職員1人当たり平均支給額(5年度)	67,689 円

##### (4) 地域手当

区 分	支 給 実 績
支給実績(5年度)	62,337 千円
支給職員1人当たり平均支給額(5年度)	1,005,443 円

##### (5) 管理職員特別勤務手当

区 分	支 給 実 績
支給実績(5年度)	14,174 千円
支給職員1人当たり平均支給額(5年度)	81,459 円

##### (6) 児童手当

区 分	支 給 実 績
支給実績(5年度)	65,300 千円
支給職員1人当たり平均支給額(5年度)	223,630 円

## (7) 特殊勤務手当

区 分		全職種	
支給実績(5年度)		211,418 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度)		408,932 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(5年度)		48.0 %	
手当の種類(手当数)		14種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
1 感染症防疫作業	医師、看護師、従事職員	新型コロナウイルス対応(直接診療)	4,000
		新型コロナウイルス対応(入院診療)	3,000
		新型コロナウイルス対応(外来診療)	1,500
		看護師、従事職員	その他の感染症防疫業務
2 医事研究業務	医師	医事研究業務	給料月額 $\times$ 3/10
3 結核患者	看護師	常時結核患者に接する業務	2,000
4 夜間看護	看護師・看護師資格職員 補助職員	22:00～5:00	7,300
		4H以上	3,550
		2H以上～4H未満	3,100
		2H未満	2,150
		呼び出し(夜間)－医療職(1)	2,000
		呼び出し(夜間以外)－医療職(1)	1,500
		オンコール－医療職(2)、(3)	500
5 分娩業務	医師	分娩業務	10,000
6 訪問看護	看護師、従事職員	訪問看護業務(月10日以上)	4,000
7 放射線取扱	診療放射線技師	放射線取扱作業	230
	診療X線技師		
8 清掃業務	収集、運搬、従事職員	収集運搬	800
	機器操作、保守点検職員	機器操作、保守点検	800
9 教員	教員	非常災害	8,000
		救急業務	7,500
		補導業務	7,500
		修学旅行	5,100
		生徒引率	5,100
		部活動	2,700
10 土木現場	土木現場業務従事職員	道路補修	250
11 消防	消防職員	救急業務	270
		救助業務	270
		消防作業	270
		深夜業務2h以上	270
		深夜業務2h未満	135
12 教育業務連絡指導	教諭	教育業務連絡指導	200
13 救急業務	宿日直勤務職員	医療職(1)(日直)	42,000
		医療職(1)(宿直)	48,000
		医療職(2)(日直)	15,500
		医療職(2)(宿直)	16,000
14 解剖補助	解剖補助作業職員	解剖補助	1,100

## (8) 時間外手当

区 分	支 給 実 績
支給実績(5年度)	228,896 千円
職員1人当たり平均支給年額	212,531 円

## (9) その他の手当

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (5年度) 千円	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度) 円
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者 6,500円</li> <li>・子 10,000円</li> <li>・配偶者、子以外の扶養親族 6,500円</li> <li>・満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子 5,000円加算</li> </ul>	同	無	105,776	250,061
住居手当	<借家等居住者>	同	無	37,102	278,960
	月額27,000円以下の家賃				
	・家賃等の額から控除する額 16,000円				
	・全額支給の限度額 月額27,000円を超える家賃 11,000円				
	・2分の1加算額 17,000円				
	・最高支給限度額 28,000円				
初任給調整手当	医療職給料表(1)適用職員	同	無	203,673	3,394,546
通勤手当	<交通機関等利用者>	異	距離20kmまで2kmごとに手当額を規定(国の制度は5kmごとに規定。20km以上は国の制度と同じ)	60,960	65,548
	・運賃相当額の全額支給の限度額 55,000円				
	・2分の1加算額 5,000円				
	・最高支給限度額 50,000円				
	<交通用具使用者>				
	・2km以上4km未満 2,200円				
	・4km以上6km未満 4,400円				
	・6km以上8km未満 5,200円				
	・8km以上10km未満 6,100円				
	・10km以上12km未満 7,100円				
	・12km以上14km未満 8,200円				
	・14km以上16km未満 9,300円				
	・16km以上18km未満 10,500円				
	・18km以上20km未満 11,700円				
	・20km以上25km未満 12,900円				
	・25km以上30km未満 15,800円				
	・30km以上35km未満 18,700円				
・35km以上40km未満 21,600円					
・40km以上45km未満 24,400円					
・45km以上50km未満 26,200円					
・50km以上55km未満 28,000円					
・55km以上60km未満 29,800円					
・60km以上 31,600円					
管理職手当	給料表並びに職務の級及び区分に応じて、34,000～113,000円の額	同	無	160,904	667,653
宿日直手当	宿日直を命ぜられた職員 月額21,000円を超えない範囲内において市長の定める額	同	無	67,641	704,591
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務を命ぜられた職員 1時間当たりの給与額の100分の25	同	無	33,314	111,793
休日勤務手当	休日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間に勤務を命ぜられた職員 1時間当たりの給与額の100分の135	同	無	70,283	125,505

## 5 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		令和5年度	令和6年度		
一般行政	議会	6	6	0	
	総務	105	106	1	
	税務	33	32	-1	
	労働	0	0	0	
	農水	20	19	-1	
	商工	17	15	-2	
	土木	58	56	-2	
	小計	239	234	-5	
福祉関係	民生	96	97	1	
	衛生	31	29	-2	
	小計	127	126	-1	
特別行政部門	教育	126	124	-2	
	消防	132	133	1	
	小計	258	257	-1	
公営企業等 会計部門	病院	422	425	3	職員の採用
	水道	18	18	0	
	下水道	12	12	0	
	その他	31	32	1	
	小計	483	487	4	
総合計		1,107 [1,278]	1,104 [1,278]	-3	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であります。

2 [ ]内は、条例定数の合計であります。

### (2) 職員の退職状況 (令和5年4月1日～令和6年3月31日) (単位:人)

区分	早期退職・定年退職	自己都合	その他	合計
人数	29	26	0	55

(注) 割愛による退職者を除く。

### (3) 会計年度任用職員(フルタイム)職員数の状況

部門	職員数		対前年増減数
	令和5年度	令和5年度	
教育	40	40	0
消防	0	0	0
病院	70	64	-6
水道	3	3	0
その他	57	55	-2
合計	170	162	-8

## 6 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

① 1 週間の勤務時間 3 8 時間 4 5 分

② 休 暇

- 年次有給休暇
- 病気休暇
- 特別休暇
- 介護休暇

### (1) 年次有給休暇

1 月 1 日現在に在職する職員については、1 年（歴年）につき 2 0 日

### (2) 病気休暇

職員自身が負傷又は疾病の状態にある場合に、結核性疾患にあつては 1 年、その他の傷病にあつては 9 0 日を超えない範囲内で、医師等の証明に基づき最小限度必要と認める期間の休暇を認める。

### (3) 特別休暇

分 類	期 間
選挙権その他公民として権利の行使のための休暇	必要と認める期間
裁判員、証人等としての官公署等への出頭のための休暇	必要と認める期間
ドナー休暇	必要と認める期間
ボランティア休暇	1 年において 5 日の範囲内の期間
結婚休暇	結婚の日の 5 日前の日から当該結婚の日後 1 月を経過する日までの期間内における 5 日の範囲内の期間
産前・産後休暇	分娩の予定日以前 8 週間（多胎妊娠の場合にあつては 1 4 週間）目に当たる日から、分娩の日後 8 週間目に当たる日までの期間であらかじめ必要と認める期間
生後 1 年に達しない子を育てる職員の育児時間	1 日 2 回それぞれ 3 0 分
生理休暇	必要と認める期間
妻の出産補助休暇	2 日の範囲内の期間
子の看護・育児参加休暇	1 年において 5 日の範囲内の期間

短期介護休暇	5日の範囲内の期間
忌引休暇	職員の親族が死亡した場合で親族に応じた日数
父母等の祭日休暇	祭し当日に1日（ただし、父母等の死後15年以内に行われる慣習上の祭しに限る。）
夏季における元気回復のための休暇	7月から9月までの期間内で5日の範囲内の期間
風水震、火災その他の非常災害による住居滅失、損壊	7日の範囲内の期間
風水震火災、交通機関の事故等による休暇	必要と認められる期間
風水震火災等による退勤途上の危険回避する休暇	任命権者がやむを得ないと判断したときに認める

#### (4) 介護休暇

介護を必要とする一の連続する状態ごとに、通算して12月の期間内（3回以下）で必要と認められる期間

R5年度 介護休暇取得者数 1名

介護休暇期間						
2月以下	2月超え 4月以下	4月超え 6月以下	6月超え 8月以下	8月超え 10月以下	10月超え	合計
0	0	0	0	0	1	1

#### (5) 介護時間

介護を必要とする一の連続する状態ごとに、連続する3年の期間内において1日につき2時間以内で必要と認められる期間

R5年度 介護時間取得者数 0名

介護時間期間						
2月以下	2月超え 4月以下	4月超え 6月以下	6月超え 8月以下	8月超え 10月以下	10月超え	合計
0	0	0	0	0	0	0

(6) 育児休業

3歳に満たない子を養育するため、任命権者の承認を受けて、当該子が3歳に達する日まで、育児休業することができる

R5年度 育児休業取得者数 35名

育児休業承認期間						
6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え	合計
3	21	8	1	2		35

(7) 部分休業

公務の運営に支障がない限り、小学校就学始期に達するまでの子を養育するため、任命権者の承認を受けて、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として1日2時間まで、部分休業することができる

R5年度 部分休業取得者数 21名

部分休業承認期間						
1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下	3年超え 4年以下	4年超え 5年以下	5年超え	合計
5	1	2	3	4	6	21

(8) 育児短時間勤務

小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、任命権者の承認を受けて、1週間の勤務時間を週19時間25分から週24時間35分に短縮した勤務形態により、勤務することができる

R5年度 育児短時間勤務取得者数 0名

育児短時間勤務承認期間				
3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 9月以下	9月超え	合計
0	0	0	0	0

## 7 職員の分限及び懲戒処分の状況

### ①分限処分

処分の種類 処分事由	降 任	免 職	休 職
勤務実績が良くない	0	0	0
心身の故障	0	0	9
その職に必要な適格性を欠く	0	0	0
職制・定数の改廃又は予算の 減少により廃職・過員を生じた	0	0	0
刑事事件に関し起訴された	0	0	0
合 計	0	0	9

### ②懲戒処分

処分の種類 処分事由	戒 告	減 給	停 職	免 職
法令に違反した	4	4	1	0
職務上の義務に違反職務を怠った	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしく ない非行のあった	0	0	0	0
合 計	4	4	1	0

上記処分事由の詳細

	戒 告	減 給	停 職	免 職
信用失墜行為	2	1	1	0
職務命令違反	0	0	0	0
欠勤・遅刻・早退・勤務態度の 不良等	0	3	0	0
道路交通法違反	2	0	0	0
監督責任	0	0	0	0
合 計	4	4	1	0

## 8 職員のサービスの状況

職務に専念する義務免除承認件数

9件（人間ドック・コロナを除く）

営利企業等の事務従事許可件数

6件

## 9 職員の研修の状況

(令和5年4月1日～令和6年3月31日 単位：人)

研修分類	内容等	人数
1. 基本研修		152
(1) 階層別研修	初任者研修 等	82
(2) 実務研修	キャリアデザイン研修 等	70
2. 特別研修		519
(1) 業務遂行能力研修	市町村職員研修所 等	23
(2) ハラスメント研修	ハラスメント研修 等	477
(3) 教養研修	ボランティア 等	19
3. 派遣研修		27
(1) 国土交通大学校	流域治水研修 等	2
(2) いしかわまちづくり技術センター	若手職員のための建設工事のポイント	1
(3) 市町村アカデミー	住民税課税事務等	8
(4) 国際文化アカデミー	災害時における外国人への支援セミナー等	10
(5) 日本経営協会	新任担当者のための財政実務基本講座	1
(6) 全国保育士会	主任保育士特別講座	1
(7) 全国市長会	人事管理研修会	1
(8) アスペンセミナー	官民合同幹部職員研修	1
(9) 北陸観光コア人材育成スクール		1
(10) シリコンバレー	産官学合同シリコンバレー研修	1
合計		698

## 10 職員の人事評価の状況

項目	内容
対象者	全職員
評定期間	① 4月1日～9月30日 ② 10月1日～翌年3月31日

評価方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本姿勢（積極性、責任感、規律性）</li> <li>・能力（課題形成、問題解決、部下育成、対人関係）</li> <li>・業績（目標管理、担当業務）</li> </ul>
評価結果の反映	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の能力開発、人材育成</li> <li>・昇給、勤勉手当</li> <li>・昇任、人事配置換え</li> </ul>

## 11 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 福利厚生制度の概要

#### ①職員の健康管理

健康診断等の実施状況 (令和5年4月1日～令和6年3月31日)

区 分	受 診 者 数
定期健康診断（集団等）	540 人
人間ドック	706 人
がん検診（胃，大腸，婦人がん等）	132 人
インフルエンザ予防接種	1284 人

#### ②職員の医療給付・年金給付

地方公務員等共済組合法に基づいて、組合員（職員）とその家族の生活の安定と福祉の向上を図り、公務の能率的運営に資することを目的として、石川県市町村職員共済組合が事業を実施しています。

##### 共済組合事業の概要

- ・短期給付事業・・・組合員（職員）とその家族の病気・けが・出産などに対して給付を行っています。
- ・長期給付事業・・・組合員（職員）の退職、障害、死亡に対して年金等の給付を行っています。
- ・福祉事業・・・・・・組合員（職員）とその家族の健康保持増進事業、保養施設の運営、住宅資金の貸付等を行っています。

#### ③小松市及び小松市民病院職員互助会事業

会員の福祉の増進や親睦を図ることを目的とし、健康推進、教養に資する事業や給付事業を実施しています。

掛金・負担金等の状況

項目	小松市職員互助会	小松市民病院職員互助会
会員掛金	給料の 2/1000	給料の 2/1000 (但し、最低額 450 円未満の会員は 450 円)
令和 5 年度 掛金決算額	5,173 千円	3,926 千円

(2) 公務災害補償の状況

(令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日)

認定件数	内 訳	
	公務災害	通勤災害
30 件	29 件	1 件

**12 職員の競争試験及び選考状況**

令和 5 年度 小松市職員採用候補者試験実施結果

試験職種	申込数		受験者		合格者		受験倍率
		女性		女性		女性	
行政職(総合)	44	26	36	20	9	6	4.0
行政職(職務経験者)	12	4	12	4	1	0	12.0
行政職(保健師)	4	4	4	4	1	1	4.0
児童福祉専門員(大卒保健師)	4	4	4	4	2	2	2.0
行政職(高校卒)	1	1	1	1	1	1	1.0
技術職(土木)(大学、短大等卒)	3	1	2	0	2	0	1.0
技術職(高校卒)	0	0	0	0	0	0	-
消防士(大卒)	4	0	4	0	1	0	4.0
消防士(救急救命士)	5	0	5	0	1	0	5.0
消防士(高校卒)	6	2	6	2	2	1	3.0
看護師	23	20	19	16	17	16	1.1
助産師	2	2	2	2	2	2	1.0
薬剤師	2	2	2	2	2	2	1.0
臨床検査技師	5	4	5	4	3	3	1.7
作業療法士	2	1	2	1	1	1	2.0
診療放射線技師	4	0	4	0	3	0	1.3

## 令和5年度における小松市公平委員会の業務の状況

### 1 小松市公平委員会の業務の状況

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

勤務条件に関する措置の要求の状況	不利益処分に関する審査請求の状況
0件	1件